

報告書〔公表版〕

令和6年9月13日

旭川市

目次

はじめに	8
第1章 再調査の概要	
第1節 再調査に至る経緯	11
1 旭川市いじめ防止等対策委員会による調査・答申	11
2 再調査申立て	11
3 本再調査委員会の設置	12
第2節 再調査の方針とその内容	13
1 市長からの諮問及び再調査の方針	13
2 会議の開催	13
3 聴取及び資料収集	14
（1）聴取	14
（2）資料収集	14
ア 原委員会	14
イ 遺族及び遺族代理人	14
ウ 教育委員会及び小・中学校	14
エ 北海道警察旭川方面本部	15
第2章 本件に関する事実関係	
第1節 廣瀬爽彩について	16
1 小学校入学まで	16
2 小学校時代	16
（1）特別支援学級（情緒学級）入級まで	16
（2）特別支援学級入級	20
（3）通常学級転籍	22
（4）中学入学準備	23
3 中学校入学	25
4 その後の概要	26
第2節 中学校について	26
第3節 中学校における人間関係	26
1 クラスにおける人間関係	26
2 クラス以外の人間関係	30
第4節 廣瀬爽彩をめぐる出来事と経過	33
1 中学校入学以降5月までの出来事	33

(1) クラス内での出来事	33
ア 掃除の際の出来事	33
イ 学級旗作成時の出来事	34
ウ 全校奉仕活動での出来事	35
エ 体育祭に向けた団結紙作成時の出来事	36
オ 体育祭に向けた練習時の出来事	36
カ 廣瀬爽彩に対する陰口や悪口、疎外、真似	37
(2) クラス外での出来事	38
ア 生徒Iらとのかかわり（性的やりとり・隠語等）	38
イ 生徒Kとのかかわり（おごり）	41
2 発達特性に関する説明について	41
3 6月の出来事	44
(1) 6月3日のLINEにおけるやり取り	44
(2) 6月15日の出来事	48
(3) 6月20日の出来事	52
(4) 6月22日の出来事	54
4 6月22日の出来事以降の状況（転校決定まで）	59
5 転校決定後の状況	76
(1) 謝罪の会について	76
(2) F中での学校生活の開始と状況	80
ア E中からの引継ぎ	80
イ X病院の受診再開とその後の通院	81
ウ F中への登校開始とその後の状況（1年生終了まで）	81
エ F中での状況（2年生進級後）	88
6 廣瀬爽彩の受診経過	95
7 廣瀬爽彩の心身の苦痛を示す事情（インターネットへの投稿など）	105
8 北海道教育委員会（本庁及び上川教育局）の対応	106
9 廣瀬爽彩の死	114

第3章 いじめの認定

第1節 いじめの認定についての考え方	117
第2節 本件における出来事といじめ	120
1 小学校時代の出来事といじめ	120
2 中学校における出来事といじめ	122
(1) クラス内でのこと	122
(2) クラス外の交友関係における出来事といじめ	125

ア クラス外の交友関係について	125
イ 関係性の変化	127
ウ クラス外の関係における出来事といじめ	128
（ア）オンラインゲーム時の性的話題	128
（イ）生徒Iとの出来事	129
（ウ）生徒Mへの写真の送付	131
（エ）生徒Kとの出来事	132
（オ）R公園での出来事（6月15日）	133
（カ）R公園での出来事（6月22日）	135
3 まとめ	136

第4章 学校・市教委及び関係機関の対応についての検証

第1節 学校及び教育委員会のいじめ防止等対策義務	138
1 学校及び教育委員会の安全義務といじめ防止等対策義務	138
2 学校はいじめ防止等対策義務の具体的内容	139
（1）いじめを早期に発見する	140
（2）いじめの全容を把握する	141
（3）いじめへの対処について	143
ア いじめを受けている児童生徒を守る	143
イ いじめの解決に向けて取り組む	144
（4）再びいじめが起こらないようにする（動静を注視し、保護者と共同して 対処する）	145
（5）いじめに対して専門性を活用し、組織的に対応する	147
（6）外部と連携する	149
3 教育委員会といじめ防止等対策義務	150
（1）教育委員会の義務と学校いじめ防止等対策	150
ア 法で定めるいじめにおける教育委員会の義務	150
イ 教育委員会の義務の具体的内容	151
（ア）教育委員会（市教委）の指導・助言と学校はいじめ防止等対策	151
（イ）学校をまたがる事案における市教委の役割	153
（ウ）外部機関との連携と市教委の役割	153
（エ）いじめ重大事態と市教委の役割	154
（2）市町村教育委員会と都道府県教育委員会	154
第2節 学校及び市教委の対応について	156
1 小学校における対応について	156
2 中学校進学以降の学校の対応について	157

(1) E 中における 6 月 20 日以前の対応	157
ア 廣瀬爽彩に対するいじめへの対応（概要）	157
イ 廣瀬爽彩に対する発達課題に対する対応（検証）	159
(ア) いじめの対応について	159
(イ) 廣瀬爽彩に対する発達課題に対する対応	160
(2) E 中における 6 月 20 日以降の対応	161
ア 6 月 20 日の出来事と学校の対応	161
イ 6 月 22 日の出来事と学校の対応	163
ウ これまでの出来事の顕在化と学校の初動の調査	164
エ 保護者への連絡と報告	167
オ 本件いじめに対する対処における問題点	168
(ア) いじめとしての調査及び指導の問題	169
(イ) 謝罪の会について	171
(3) 廣瀬爽彩の転校と学校の対応	174
ア 転校に伴う引き継ぎと対応について	174
イ 自殺行動の回避について	177
3 市教委及び道教委の対応	179
(1) 本件に対する市教委の初動の対応	179
(2) 謝罪の会について	182
(3) いじめの認知について	184
ア 転校前の学校及び市教委の対応	184
イ 市教委といじめの認知	187
ウ 学校・市教委のいじめの認知と道教委の対応	188
(ア) 道教委について	188
(イ) 道教委による事案の把握と対応	189
(ウ) その後の推移と道教委の対応	191
(エ) いじめの認知と教育委員会の対応について	192
(4) 転校後の学校及び市教委の対応	195
第 3 節 学校及び教育委員会の組織的対応についての検証	197
1 学校について	197
(1) 学校におけるいじめ防止対策（方針策定・組織設置義務）	197
(2) 各学校の対応について	197
ア B 小	197
イ E 中	198
ウ G 中	199
エ F 中	199

(3) 検証	200
2 市及び市教委といじめ防止対策	202
(1) 法の要請	202
(2) 市及び市教委の対応	203
3 道教委といじめ防止対策	206
4 まとめ	207
第4節 本件における警察の対応	207
1 警察と学校及び市教委の対応	207
(1) はじめに	207
(2) 出来事の発覚と警察の初動の対応	208
(3) 警察と学校及び市教委の情報共有	208
(4) 廣瀬爽彩に対する警察の聴取	210
(5) 廣瀬爽彩の自殺と警察の対応	211
2 警察の対応についての検討	211
 第5章 重大事態の原因についての判断	
第1節 重大事態の原因についての考え方	216
第2節 廣瀬爽彩の不登校及び自殺の原因	217
1 廣瀬爽彩の不登校及び自殺	217
2 不登校及び自殺の原因（いじめと重大事態の関連性）	218
(1) はじめに	218
(2) 心理学的分析	218
ア 方法	219
(ア) 資料の書き起こし	219
(イ) 分析の方法	220
イ 分析結果	220
(ア) 量的分析	220
(イ) 質的分析	224
ウ 分析結果を踏まえたまとめ	254
(3) 精神医学的分析	256
ア はじめに	256
イ 廣瀬爽彩の診断について	257
(ア) 発達障害診断の妥当性について	257
(イ) 廣瀬爽彩のPTSD診断の妥当性について	272
(ウ) 小括	282
ウ 廣瀬爽彩が自殺するに至った要因の分析	283

(ア) いじめとPTSDの因果関係の文献的検討と指摘	283
(イ) 発達障害児におけるいじめの影響の文献的検討と指摘	288
(ウ) 発達障害児における性被害の影響の文献的検討	290
(エ) 本件におけるいじめと自殺の因果関係について	294
(4) まとめ	295
ア 自殺の原因としてのいじめ	295
イ 学校・市教委の対応が自殺に与えた影響	295
(ア) 謝罪の会に至るまでの学校・市教委の対応	296
(イ) 転校に伴う対応における学校・市教委の対応	297
ウ 病院の対応が自殺に与えた影響	299
エ 警察の対応	301
オ 結論	302

第6章 いじめの再発防止の提言

1 いじめ防止等対策上の提言	304
2 児童生徒から聴取を行う場合の問題と対処法についての提言	328
3 精神医学的・心理学的な観点にたった対応についての提言	334
4 いじめの防止についての提言	340
(1) はじめに	340
(2) すべての児童生徒に性教育を保障すること	341
(3) 児童生徒に寄り添い、実態に即した相談・支援、教育体制の整備を行うこと	346
(4) 特別支援、障害特性などへの対応を丁寧にすること	354
(5) クラス内のカースト化を可及的に予防すること	358
(6) 教育の原点に立ち帰ること	359
(7) いじめ防止の学校づくりの全体像を打ち立てること	361
(8) 自治体がリーダーシップをとっていじめ対策に当たること	363